

附属図書館本館展示スペースの利用についての申合せ

令和 7 年 6 月 6 日

附属図書館長裁定

(趣旨)

1 この申合せは、山梨大学附属図書館本館利用要領第 20 条に基づき、山梨大学附属図書館本館（以下「図書館」という。）の展示スペースの利用に関し必要な事項を定める。

(場所)

2 この申合せにおける展示スペースとは、図書館 1 階ラーニングコモンズ壁面をいう。

(利用申し込みができる者の範囲)

3 本学の常勤教員であること。
4 ただし、前項にかかわらず、館長が必要と認めたときは、利用対象者の範囲を変更することができるものとする。

(利用を許可する基準)

5 展示スペースの利用を許可する基準は、次のとおりとする。
(1) 営利を目的としないこと。
(2) 本学の学生・教員の教育・研究・学習成果の用に供すること。
(3) 公序良俗に反し、社会通念上不適当でないこと。
(4) 特定の個人、団体の活動を本学の中立性を阻害して支援することとならないこと。
(5) 前項にかかわらず、館長が必要と認めた場合。

(利用期間)

6 展示スペースの利用期間については、次のとおりとする。
(1) 1 回の利用については原則 10 日以内とし、他の希望者がいない場合は当初の利用許可期間の終了した日の翌日から 1 週間に限り延長を可能とする。
(2) 利用期間については、設営及び撤収に要する期間を含むものとする。
(3) 一人の利用者が利用できる回数は、当該年度において 2 回を限度とする。
(4) 前項にかかわらず、館長が必要と認めたときは、利用期間について変更することができるものとする。

(利用手続)

7 展示スペースの利用については、所定の利用願に必要事項を記入し、図書館に申し込む

ものとする。

(利用に関する遵守事項)

8 展示スペースを利用する者（以下「利用者」という。）は、展示スペースを利用するにあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 図書館の施設、備品等を丁重に扱い、破損または亡失しないこと。
- 二 許可された利用期間を守ること。
- 三 利用に必要な物品は主催または責任者が用意すること。
- 四 許可期間の終了までに利用者の責において展示スペースを全て原状に復すること。

(弁償責任)

9 利用者は、展示スペースの利用期間内に、図書館の設備、備品等を破損または亡失したときは、速やかに館長に届け出るとともに、利用者の負担により、その損害を弁償しなければならない。

(免責)

10 展示スペースの利用期間内における展示物等の盗難、破損については、図書館はその責を負わないものとする。

(その他)

11 利用者は上記及びその他図書館の利用についての定めを遵守するとともに、図書館職員の指示に従わなくてはならない。

12 利用者は、図書館運営の支障となる行為及び他の利用者の迷惑となる行為を行ってはならない。

13 館長は、この申し合わせに定める遵守事項に違反した者に対し、展示スペースの利用の停止、または許可の取り消しを命ずることができる。